

議第 121 号

児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係 条例の一部を改正する条例について

児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例
を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等
に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 80 号）の公布に伴い、関係条例の一部を改正す
るもの。

児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例

（下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 下呂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

児童福祉法等の一部改正に伴う内閣府令の改正に伴う関係条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）の公布に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- （1） 児童福祉法第33条の10に新たに第2項及び第3項が追加されたため、条例で同条を引用している「第33条の10各号」から「第33条の10第1項各号」に改正します。

（第1条による改正中第25条、第2条による改正中第12条、第3条による改正中第12条関係）

- （2） この条例は、公布の日から施行します。

（附則関係）